

宇城広域連合

- ① 広域連合の運営
  - ② ふるさと市町村圏計画に関すること
  - ③ 介護認定審査会に関すること
  - ④ 介護給付費等の支給審査(障害者(関与))
  - ⑤ 消防に関すること
  - ⑥ し尿処理に関すること
  - ⑦ ごみ処理に関すること
  - ⑧ 火葬場の運営等に関すること
- 事務の委託  
富合町に係る熊本県への事務の委託(公平委員会事務)については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行います。



▼協議第27号 消防防災の取扱い(その3)

- 次のとおり取り扱うものとして承認されました。
- 常備消防  
合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入します。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置します。
- 非常備消防(消防団)  
合併時に熊本市の制度に統合します。富合町の消防功労金については廃止します。
- 消防団運営交付金  
合併時に熊本市の制度に統合します。

▼熊本市消防団運営交付金

交付の対象	交付金(年額)	
団本部	770千円	
分団	260千円	
部	21人未満	40千円
	21人以上31人未満	50千円
	31人以上41人未満	60千円
	41人以上51人未満	70千円
	51人以上61人未満	80千円
	61人以上	90千円

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その4)

- 緊急通報体制等整備事業  
○ 富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間(平成21年5月まで)満了後、熊本市の制度に統合するものとして承認されました。
- 消防水の取扱い  
今後の消火栓の整備は、熊本市水道局の上水道整備に合わせて実施します。既設の消火栓の引き継ぎについては、合併前に消火栓を富合町の所有にするものとし、合併後に新市に引き継ぐものとします。

▼協議第32号 清掃事業の取扱い(その2)

- 廃棄物の処理及び清掃  
■ ごみ収集事業  
○ 熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入しますが、加入している期間は現行制度を存続します。宇城広域連合から脱退した場合は、熊

本市の制度に統合するものとして承認されました。

▼協議第18号 補助金・交付金等の取扱い

○ 両市町で同一または同種の補助金等に

については、原則として合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとして承認されました。

第10回 熊本市・富合町合併協議会開催  
すべての合併協議を終了

とき 平成19年10月23日(火)  
ところ KKRホテル熊本

専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併の期日」「議会の議員の定数及び任期の取扱い」及び「地域自治組織の取扱い」について会長へ報告があり、これらについて協議が行われ承認されました。また、前回提案と継続審議となっていた3件が承認されました。これで、すべての協議項目の協議が終わりました。

承認された項目

平成20年10月6日  
新「熊本市」が誕生します

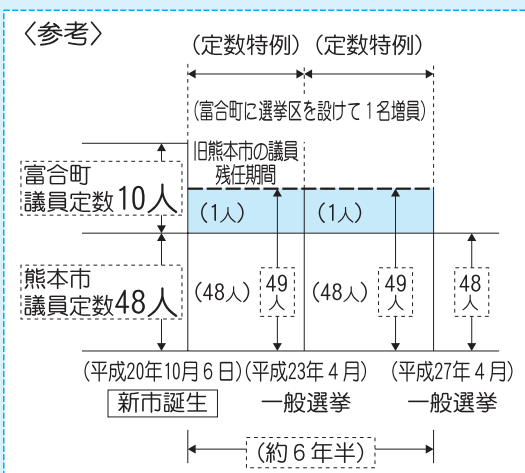


▼協議第2号 合併の期日

○ 合併の期日は、平成20年10月6日とするものとして承認されました。

▼協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

○ 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用



また、合併後最初に行われる一般選挙においては、同法第8条第5項の規定(定数特例)を適用するものとして承認されました。